

学校法人北海道武蔵女子学園役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道武蔵女子学園における役員及び評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、学長及び常勤の理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号以外の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

- 2 役員には月額報酬及び退任慰労金を支給する。
- 3 常勤の役員の月額報酬は、別表1のとおりとする。なお、退任慰労金の支給については別途定める。
- 4 理事長の月額報酬の上限は1,300,000円とする。
- 5 学長には役員報酬を支給せず、学校法人北海道武蔵女子学園教職員給与規程（以下、「給与規程」という。）第11条に定める役職手当を支給する。ただし、給与規程第2条の2第2項及び第2条の3第2項に基づく契約給の場合は、契約により定める給与及び手当を支給する。
- 6 非常勤の役員の月額報酬は別表2のとおりとする。ただし、任期が月の途中で始まるか又は終了することにより、その月の任期が半数に満たない場合は、当該月の支給額は半額とする。
- 7 監事が決算監査を行った場合は、前項の報酬のほかに決算監査報酬として10万円を支給する。
- 8 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、第6項に定める報酬のほかに特別報酬を支給することができる。その場合の支給額は、評議員会及び理事会の議を経て決定する。
- 9 評議員は無報酬とする。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特別手当を支給する。ただし、給与規程第2条の2第2項及び第2条の3第2項に基づく契約給の場合は、契約の定めによるものとする。

- 2 通勤手当の支給については、給与規程第13条を準用する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給については、給与規程第14条及び第15条の規定を準用

する。

4 寒冷地手当の支給については、給与規程第18条を準用する。

5 特別手当の支給については、給与規程第19条を準用する。ただし、特別手当のうち一般選抜初日に支給される手当は支給しない。

6 非常勤の役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した場合（書面出席を除く）は、「学校法人北海道武蔵女子学園役員及び評議員旅費規程」に定める旅費を支給する。

（支給方法）

第5条 第3条及び第4条に定める報酬及び手当の支給方法については、給与規程第20条を準用する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 「学校法人北海道武蔵女子学園役員報酬規程」（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

別表1（第3条第3項関係）

常勤役員の報酬額

理 事 長	月 額	80万円
理 事（理事長、学長除く）	月 額	5万円

別表2（第3条第6項関係）

非常勤役員の報酬額

理 事	月 額	2万円
監 事	月 額	3万円